

平成28年度後期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 等級別実施職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。）、金型製作、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、製版（DTPに係るものに限る。）、製本（製本に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食に係るものに限る。）、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、菓子製造、みそ製造、酒造、建築大工、かわらぶき、配管（建築配管に係るものに限る。）、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、金属材料試験（組織試験に係るものに限る。）、塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）、及び義肢・装具製作

(3) 3級

機械加工（普通旋盤の学科に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、冷凍空調和機器施工、和裁、建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。）、機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。）、及び貴金属装身具製作

(4) 等級を区分しないもの（単一等級）

樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(イ) 在校生以外

17,000円（ただし、和裁、テクニカルイラストレーション及び機械・プラント製図については12,500円、機械検査及び婦人子供服製造については14,100円）

(ロ) 在校生

11,300円（ただし、和裁、テクニカルイラストレーション及び機械・プラント製図については8,300円、機械検査については9,400円）

なお「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

イ 実施期日

平成28年12月1日（木）から平成29年2月12日（日）までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成28年11月24日（木）に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

(7) 平成29年1月22日(日)に実施する職種

a 1級及び2級

鍛造(ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。)、機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御に係るものに限る。)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、配管(建築配管に係るものに限る。)、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験(組織試験に係るものに限る。)

b 3級

電気機器組立て(シーケンス制御に係るものに限る。)及び配管(建築配管に係るものに限る。)

(4) 平成29年1月29日(日)に実施する職種

a 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

b 1級及び2級

さく井、金型製作、工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。)、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、製本(製本に係るものに限る。)、強化プラスチック成形(エポキシ樹脂積層防食に係るものに限る。)、石材施工(石材加工に係るものに限る。)、パン製造、みそ製造、酒造、厨房設備施工、防水施工(アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。)、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。)

c 3級

冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図(機械製図CADに係るものに限る。)及び貴金属装身具製作

d 単一等級

バルコニー施工

(5) 平成29年2月5日(日)に実施する職種

a 1級及び2級

半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、製版(DTPに係るものに限る。)、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、電気製図、塗装(鋼橋塗装に係るものに限る。)及び義肢・装具製作

b 3級

機械加工(普通旋盤に係るものに限る。)、機械検査、和裁、建築大工及びテクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。)

c 単一等級

樹脂接着剤注入施工

ウ 実施場所

試験は、次に掲げる場所において行う。

(7) 新潟県立新潟テクノスクール

新潟市中央区鑑西1丁目11番2号

(4) 新潟県立上越テクノスクール

上越市大字藤野新田333番2

(9) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟職業能力開発促進センター

長岡市住吉3丁目1番1号

(エ) その他、別途新潟県職業能力開発協会が通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 手数料

(2) 提出先

郵便番号950-0965

新潟市中央区新光町15番地2（新潟県公社総合ビル4階）

新潟県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成28年10月3日（月）から平成28年10月14日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。

イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、郵送による申請は、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 手数料の納入方法

実技試験の手数料の額（前記3の(1)のアに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受験者の受験番号を、平成29年3月10日（金）付けの新潟県報で公告する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話025-283-2155）又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課（電話025-280-5263）へ問い合わせること。